

令和5年度 第2回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年3月14日(木)		アートホテル新潟駅前 4階越後の間	
委員	委員長 阿部 和久(新潟大学副学長) 委 員 石畝 剛士(新潟大学法学部准教授) 委 員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委 員 岩崎 英治(長岡技術科学大学 大学院教授) 委 員 内田 千秋(新潟大学法学部准教授) 委 員 角家 理佳(弁護士)			
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日			
抽出案件	総件数 6 件	(備 考)		
工 事	一般競争			1 件
	条件付一般競争			1 件
	拡大型指名競争			1 件
	随意契約			1 件
調査等	1 件			
物品・役務	1 件			
委員会からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり	別紙のとおり		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し			

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】 ・意見等なし 【入札・契約手続きの運用状況】 ・意見等なし 【競争参加資格停止等の運用状況】 ・意見等なし 【一次苦情及び一次説明処理状況】 ・意見等なし 【談合情報・疑義事実】 ・意見等なし 【抽出事案の審議】 1 工事 1)一般競争入札 <u>北陸自動車道 上越管理事務所新築工事</u> ・多くの入札参加者が低入札価格調査対象となったのは何故か。 ・本工事の調査基準価格は契約制限価格の92%となっているが、それを下回る価格で応札した者が低入札価格調査の対象になったということか。 ・総合評価落札方式は、価格評価点だけでなく技術評価点も含め総合的に評価する入札方式であるにも関わらず、開札時に価格評価点に焦点が当たる状況は本来の趣旨に反しているのではないか。 ・見積活用方式を適用しているにも関わらず、何故多くの低入札価格調査対象者が発生するのか。 ・建築工事において見積活用方式を適用する意義をご教示いただきたい。 ・上記回答の趣旨では、ほぼ全ての工事等に見積活用方式を適用する必要があると思われるが。	・高い価格評価点を得ようとした結果、調査基準価格未満の入札額が多数発生したものと推測している。 ・そのとおりである。 ・開札においては、入札者が自身の技術評価点を知り得ない状況下で開札が行われるため、結果的に価格競争に近いものとなる。 ・規模が大きい工事であり、入札参加者の受注意欲が高い中で競争が行われた結果と推測している。 ・昨今の労務費、材料費の高騰を受け、実勢価格を踏まえた積算を行うためである。 ・そのとおりであり、昨今ではその傾向が大きい。

	意見・質問	回 答
	2)条件付一般競争入札 新潟支社管内 路側無線設備工事 ・意見等なし 3)拡大型指名競争入札 北陸自動車道 坂田橋(下り線)床版取替工事 ・何故電子入札システムの利用者のみに指名通知しているのか。 ・見積活用方式について、参考見積書をどのように活用し契約制限価格を算出しているのかご教示いただきたい。 ・見積活用方式の適用理由の中に、項目に関する単なる説明で、理由として成り立たないものがあるが。 4)随意契約方式 新潟支社管内 ETC設備改造工事 ・当該メーカー以外の既設ETC設備について、同時期に別メーカーに見積方依頼をするのか。また、同時期に複数のメーカーに見積方依頼をし、それらを比較するなどの行為は行っていないという認識でよろしいか。 2 調査等 磐越自動車道 黒森山地区盛土場測量 ・低入札価格調査を実施した結果、適正と判断した理由をご教示いただきたい。	新潟支社においては、可能な限り多数の指名をしつつ同時に事務負担の軽減を図るため、地域要件を設定しない代わりに電子入札システム利用者に限定して指名選定を行っている。 ・本工事に関しては、最も安価な参考見積書を契約制限価格に用いている。 ・それらは、弊社の積算基準や単価ファイルに記載のない項目であり、入札参加者から見積資料を得る目的で設定している。 ・同時期ではないが、別メーカー製の既設ETC設備については当該メーカーに見積方依頼をしている。また、同時期に複数のメーカーに見積方依頼し比較は行っていないため認識のとおりである。 ・提出資料をもとに、入札額の内訳や算出根拠、手持ち業務件数や業務実施体制等を確認した上で、適正と判断した。

	意見・質問	回 答
	・最低入札価格と最高入札価格の乖離が大きい理由についてご教示いただきたい。 ・低入札価格調査対象者が入札価格を40.9%まで下げることができた理由をご教示いただきたい。 ・人件費等の圧縮がされているわけではないということか。 ・競争参加の要件設定で「公的機関が発注した測量業務」の実績を求めているが、発注者が公的機関であることが重要になのか。 ・低入札価格調査対象者は上越の事業所から現場まで移動しなければならないと思料されるが、交通費はどのように計上されているのか。また、決算資料等は確認しているのか。 3 物品・役務 新潟支社管内 車両管理等業務 ・一般競争入札と条件付一般競争入札の違いについて、ご教示いただきたい。 ・入札状況調書に記載されている「評価基準価格」について、ご教示いただきたい。	・調査対象となった業者に対するヒアリング結果として ①年度初めで、手持ち業務が1件のみであったこと ②地方の小さな会社であり、業務が自社内で完結すること ③測量業務経験があり、業務効率化のノウハウを有していること ④最低限の諸経費で見積もっていること などの理由が挙げられており、入札価格が抑えられた結果、大きな乖離が生じたものと推測している。 ・当該業者に対するヒアリングでは ①直接費はNEXCO積算の半分であったこと ②諸経費が直接費に対して25%（※NEXCO積算では直接費に対して60%）であったこと 以上の理由により、入札価格を大幅に下げられたと推測している。 ・業務経験者が作業効率化を図ることなどにより人件費を抑える体制が取れると聞いている。 ・公的機関の発注業務であれば、テクリスで業務実績や経験を確認が出来るため、設定している。 ・交通費は適切に計上されていることを確認している。また、決算資料等は調査項目対象外であるため、確認は行っていない。 ・WTO基準額以上の案件が一般競争入札、WTO基準額未満の案件が条件付一般競争入札となる。ただし、本件は、契約事務処理要領の特則によりWTO適用外の一般競争入札となっている。 ・価格評価点で満点(50点)を取ることができる価格であり、工事の調査基準価格と異なり「安いほど良い」という考え方となっている。 自動落札方式ではなく総合評価落札方式としている理由としては、運転手の質や社内教育体制など、業者の業務品質を担保するためである。

	意見・質問	回 答
審査結果の報告	・低入札価格調査の対象となった案件(※)が全体に占める割合をご教示いただきたい。 ※令和5年4月から令和5年9月の間 【講評】 本日の審議案件に関しては適正に処理されていると判断する。 ただし、懸念事項として、入札参加者が低入札価格調査対象となるケースについて、事実上、技術評価点で各入札参加者が順位付けられ、その後の低入札価格調査で合格した入札参加者が落札した場合、結果的に調査基準価格を下回る額で受注することになるが、本来であれば入札参加者側も調査基準価格以上の適切な入札額を投じるべきではないかと考える。 また、低入札価格調査を実施した場合、受発注者双方に負担がかかることになるため、以上のような現状について、今後の改善を期待したい。 次に、見積活用方式対象案件については、入札参加者が各見積対象項目に投じた額を横並びで比較したワンペーパーの資料等を、低入札価格調査対象案件については、当該対象者が提出した資料の確認やヒアリングについて、具体的にどのような箇所でも適否を判断し、最終的な合否判断に至るのか、詳細な資料をご提示いただきたい。	・工事の低入札価格調査の状況は本委員会冒頭で統一事務局より報告したとおりであるが、全体に占める割合については確認のうえ、後日回答させていただきます。 【R6.3.15回答】 工事：全体11件、低入札調査対象4件(36%) 調査等：全体15件、低入札調査対象1件(7%) 物品等：全体11件、低入札調査対象1件(9%) ※物品等は車両管理等業務のみ 今後発注する工事のなかでしっかり議論し、出来る範囲で対応していきたい。 また、ご要望いただいた資料については検討のうえ、次回の入札監視委員会時に対応させていただきます。